

かごしま外国人材受入優良企業PRパンフレット作成及び広報業務委託
企画提案仕様書

1 業務名

かごしま外国人材受入優良企業PRパンフレット作成及び広報業務委託

2 業務の目的・趣旨

県内企業における外国人材受入体制の向上や外国人材の確保を促進するため、外国人材が働きやすい職場づくりに取り組んでいる優良企業の取組を県内企業へ周知するとともに、外国人材等へ情報発信する。

3 委託業務内容及び企画提案に係る留意事項等

(1) かごしま外国人材受入優良企業のPRパンフレットの作成

① 紙パンフレットの作成

- ・ 「令和6年度かごしま外国人材受入優良企業表彰」の知事賞受賞企業（以下、「受賞企業」）の取組を周知するためのパンフレットの内容の企画、デザインの考案、企業への取材、校正（外国語への翻訳含む）及び印刷製本を行うこと。
- ・ パンフレットの仕様は以下のとおりとする。

規格	A4サイズ以下 ※ 効果的なサイズを提案すること。
刷色、紙質	フルカラー両面印刷，コート紙110kg以上相当
ページ数	4～8ページ程度
部数等	① パンフレット：1,800部 <ul style="list-style-type: none"> ・ 受賞企業3社について，それぞれ日本語版300部，外国語版300部を作成（3社×日本語版・外国語版＝6種作成） ・ 外国語版については，各受賞企業が希望する外国語を選択 ② 印刷用データ（ai及びPDF）及び県ホームページ掲載用データ（JPG）
掲載内容	受賞企業の概要や優良な取組を周知する内容及びデザインを企画すること。 【掲載内容例】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 鹿児島県の概要（地図等） ・ 受賞企業の概要 ・ 受賞企業の代表者コメント ・ 受賞企業における外国人材が働きやすい職場づくりに資する優良な取組 ・ 受賞企業で活躍している外国人材へのインタビュー 等
取材	・ 受賞企業（3社）への取材を行い，原稿を作成すること。
言語	・ 日本語版及び外国語版を作成すること。 ※ 外国語版については，各受賞企業が，希望する外国語をそれぞれ選択することとする。（東南アジア諸国を想定） ※ 外国語への翻訳は受託者で行うこと。
その他	・ 掲載内容，取材内容，デザイン，レイアウト等については，委託者と十分に協議し作成すること。 ・ 校正は原則として毎回カラー原稿を提供すること。

② デジタルパンフレットの作成

- ・ 上記①で作成したパンフレットをデジタルパンフレット化すること。
- ・ 成果品の納品に当たっては、パソコンやスマートフォン等で閲覧可能な形式（Google Chrome, Safari, Microsoft Edge 等で閲覧可）で作成の上、閲覧用のサーバーの URL 並びに編集が可能な形式（ai 等）で納品すること。
- ・ 閲覧用のサーバーについては、令和 7 年度以降も閲覧できる仕様にする。

(2) かがしま外国人材受入優良企業の広報

- ・ 受賞企業が実施している外国人材が働きやすい職場づくり資する取組等について、SNS を活用し、海外の外国人材に情報発信すること。
- ・ 情報発信に当たっては、上記パンフレットの他、受託者が予算の範囲内で作成した PR 素材を活用すること。
- ・ なお、情報発信先の海外については、各受賞企業が、情報発信を希望する 1 か国をそれぞれ選択することとする。（東南アジア諸国を想定）

4 成果品

(1) かがしま外国人材受入優良企業の PR 紙パンフレット

- ・ 受賞企業 3 社について、それぞれ日本語版と外国語版の紙パンフレットを 300 部ずつ（計 1,800 部）作成し、納品すること。
- ・ また、印刷用データ（ai 及び PDF）及び県ホームページ掲載用データ（JPG）を納品すること。

(2) かがしま外国人材受入優良企業の PR デジタルパンフレット

- ・ 閲覧用サーバーの URL 並びに編集が可能な形式（ai 等）で納品すること。

(3) その他

- ・ 3(2)で、パンフレットの他に作成した成果品がある場合には、併せて納品すること。
- ・ 当該成果品の納品の形式については、委託者と協議すること。

5 著作権及び二次使用

- ・ 著作権その他の権利は原則として委託者に帰属するものとする。
- ・ 成果品に掲載された写真、動画、イラスト・図等のデータ及び受託者が作成のために撮影したものについては、委託者に無償譲渡すること。その際、データは圧縮せずに DVD 等で渡すこととする。また、委託者は原則として当該データを二次使用することができるものとする。

6 履行期限

令和 7 年 3 月 28 日（金）

7 留意事項

- ・ 委託者は必要に応じ、受託者に対し業務の進捗状況に関する報告を求めることができる。
- ・ 本業務に関することは、本仕様書による他、受託者の提案内容に従い、契約後詳細な打ち合わせにより、委託者及び受託者双方合意の上、決定する。
- ・ 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義が生じた場合は、委託者と受託者が協議して定める。